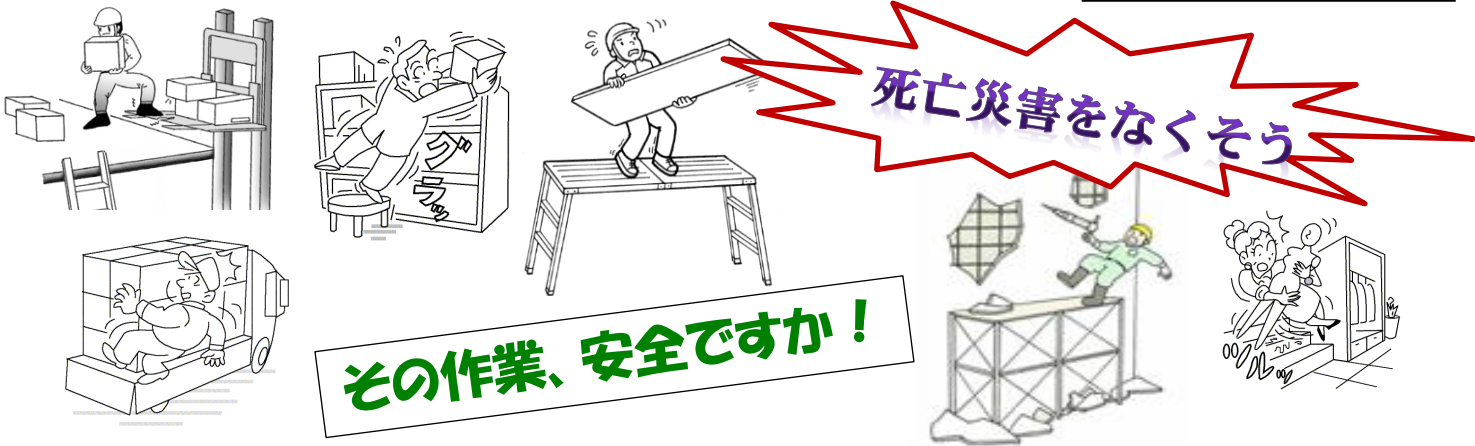


「墜落災害」を防ごう!

釜石労働基準監督署



「災害の芽0の日」を設定し、積極的な取り組みを!

毎月「0」の付く日（10日、20日、30日）を「安全確認の日」とし、以下に掲げた項目について、現場における措置の有効度の評価、改善を行う日として定め、工程表に盛り込み、労働災害防止に向けて積極的な取り組みを進めましょう。

「災害の芽0の日」を定め、各種活動を積極的にお願ひします。



《 取り組みの重点実施事項 》

安全対策が徹底されず、おざなりの安全対策では、災害は防げません。一人一人が安全意識を高く持ち、安全な行動を取る必要があります。以下の項目について企業としてしっかり取り組み、墜落災害を防ぎましょう。

1 施工計画に基づく基本動作の徹底	6 作業主任者の職務励行の徹底
2 安全ルールの遵守と確認の徹底	7 安全管理者等の職務励行の徹底
3 店社パトロールの実施、改善の確認	8 全労働者に対する安全衛生教育
4 リスクアセスメントの実施方法の改善	9 作業手順の見直し、周知、遵守
5 職長クラスの安全教育・衛生教育の継続	10 再発防止検討会の進め方の見直し

《 墜落災害防止のチェックポイント 》 措置が確実か日々確認!

1. 作業床の端、開口部等に「手すり」「囲い」「立入禁止の表示」等を取り付けているか
2. 足場には、「手すり」「中さん」「幅木」を取り付けているか
3. 高所作業を行なう時は、安全帯、ヘルメットを使用しているか
4. はしご、脚立等の滑動、動揺の防止のため固定などを行なっているか
5. 弱い材料で葺かれた屋根の「踏み抜き防止措置」はしているか
6. 事務室、工場内等で滑り易い箇所を点検しているか、靴は滑り止め加工をしている物か